（特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）

**第十条の二十一**　法第十四条の四第十八項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 処分の委託 | 一～四　（略）<br>五　交付した管理票ごとの、受け入れた特別管理産業廃棄物に係る第八条の三十一の五第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号<br>六　（略）<br>七　情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた特別管理産業廃棄物に係る第八条の三十一の五第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号<br>八　（略） |

2・3　（略）

（法第十四条の五第四項の規定による通知の手続）

**第十条の二十四の二**　法第十四条の五第四項の規定による通知は、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付してしなければならない。

一　特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

二　特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した年月日及び事由の内容

（通知の写しの保存期間）

**第十条の二十四の三**　法第十四条の五第五項において準用する法第十四条の二第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（法第十四条の六において準用する第十四条の三の二第三項の規定による通知の手続）

**第十条の二十四の四**　法第十四条の六において準用する法第十四条の三の二第三項の規定による通知は、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を取り消された日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付してしなければならない。

一　許可を取り消された者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

二　許可を取り消された年月日及び事由の内容

（通知の写しの保存期間）

**第十条の二十四の五**　第十条の十の七の規定は、法第十四条の六において準用する法第十四条の三の二第四項において準用する第十四条の二第五項の規定による期間について準用する。

（特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）

**第十条の二十一**　法第十四条の四第十八項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 処分の委託 | 一～四　（略）<br>五　交付した管理票ごとの、受け入れた特別管理産業廃棄物に係る第八条の三十一の二第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号<br>六　（略）<br>七　情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた特別管理産業廃棄物に係る第八条の三十一の二第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号<br>八　（略） |

2・3　（略）

（新規）

（新規）

（新規）